

「民泊」お断り宣言

(第 47 回大椎台自治会定期総会で可決 (第 8 号議案))

(宣言内容)

大椎台自治会は、大椎台地区計画で独自のルールをつくり、生活環境の保全を第一に長年取り組んできました。しかし「民泊」事業はこれらの取り組みに反するものであり、私たちは、当団地内（隣接地を含む）における「民泊」事業に強く反対し、ここに「民泊」お断りを宣言します。

2019 年 4 月 21 日 第 47 回大椎台自治会定期総会

(提案理由)

- 「民泊」とは、増加する訪日外国人観光客を受け入れるため、住宅の全部又一部を活用して宿泊サービスを提供することです。「民泊」をめぐる問題点として、従来から宿泊者と近隣住民との騒音やゴミ処理をめぐるトラブルや火災などの危険性が指摘されてきました。
- 大網街道沿いを除く大椎台団地内は住居専用地域であり、住居地域も地区計画制度による規制があるため、ホテル、旅館など宿泊施設を用途とする施設は建築できません。そのため、当団地内は「民泊」とは無関係と思われてきました。
- ところが今年 3 月はじめに、おゆみ野の不動産業者が、「さわやか通り」に面した一区画（現状は空家）に平屋の住宅を建て、「民泊」事業を行いたいとの意向を、計画地の隣接住民や自治会長に示しました。
- あわてて県や市の担当部署を訪ねるなどして調査したところ、「民泊」は国策として、事業者が設備投資に金がかからず利用者が安く使えるように、「旅館業法」の適用除外として住居専用地域でも宿泊業を営むことができるように制度化したものであることを知りました。
- それに対して、全国の自治体では独自に条例で、住居専用地域については「生活環境の保全を優先させる地域」として、民泊完全禁止（東京都大田区、兵庫県）としたり、事業は土日祝日などに限る（名古屋市、東京都（新宿区・中野区・世田谷区）、横浜市、北海道）、1～2 月に限る（京都市）などの規制が見受けられます。しかし、千葉市にはまだ、そうした規制がありません。
- 上記の計画については、近隣住民の方々の強い反対の声に押されて、業者は「民泊」事業計画を取り下げましたが、いつ同様の問題が発生するとも限りません。そこで、対外的に当自治会としての「民泊」計画反対の強い意思を示すことで、問題の未然防止を図ることを目的に、本宣言を提案する次第です。

以上